

一般競争入札の標準的な手続き

国有地の一般競争入札の標準的な手続きについてご案内します。

番号	項目	説明
1	競争参加者に必要な資格	次のいずれにも該当しない方なら、どなたでも参加することができます。 ただし、制限能力者(特別な場合を除く)、破産者及び公正な競争を妨げた者等は参加できません。 ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当する者 ②国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者 ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
2	入札物件の公告	入札の日時、場所等の具体的な内容については、森林管理局・森林管理署等の掲示板への掲示、ホームページ掲載によりお知らせします。
3	公告した書類等の閲覧・交付	入札の公示期間中は国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書(案)を、物件を所管する森林管理局・森林管理署等に閲覧用に備え付けるほか、希望される方には交付します。
4	現地説明会	入札日前に現地説明会を実施します。なお、現地説明会に参加しなくても入札には参加できます。
5	代理人等	入札者が代理人であるときは、入札前に必ず「委任状」提出していただきます。 この場合には、本人(委任者)の印鑑証明書の添付及び代理人の印鑑が必要です。 共同買受けをする場合は、入札前に「代表者選任届」を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札していただきます。
6	入札保証金の納付	ご自身が見積りした金額の「100分の5以上に相当する金額」を、現金又は銀行が振り出した小切手、若しくは支払保証により納付していただきます。なお、入札の結果、落札された場合は契約保証金に充当し、落札されなかった場合は入札終了後に還付することになります。
7	暴力団排除に関する誓約事項の確認	入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
8	入札	入札書には入札者の住所、氏名(名称)を記入のうえ、押印し、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入します。
9	落札者の決定	落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。
10	契約者	競争参加に必要な資格の証明書の提出がない者とは契約は締結しません。
11	競争参加者に必要な資格証明書の提出(契約締結に先立ち必要な書類)	①個人の場合 「住民票」 ②法人の場合 「法人登記の現在事項全部証明書」が必要となります。
12	契約書の作成	契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が押印記名したときに成立します。
13	契約の締結	落札決定の日から30日以内に契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。
14	契約保証金の納付	落札者は、契約締結するときは、契約保証金として「契約金額の100分の10以上に相当する金額」を納付していただきます。なお、この金額は売買代金に充当します。
15	売払代金の納付	契約締結の日から「20日以内」に納付していただきます。
16	所有権移転及び登記	売買代金の納付確認後に所有権が移転します。所有権移転の登記手続きは、買受け者の請求により、国(森林管理署等)が嘱託登記を行います。
17	費用負担	売買契約書(国保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、契約者の負担となります。
18	売払い条件	一般的には条件を付しませんが、物件によっては、契約締結の日から5年間は所有権の移転又は権利の設定ができないほか、風俗営業等の業を営むことが禁止されることがあります。